

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域サブサハラ・アフリカ諸国における電力分野アクセス向上に係る情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00252

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年7月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年7月22日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域サブサハラ・アフリカ諸国における電力分野アクセス向上に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月～2022年1月

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後12ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、實川 真理子、Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp】

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第2チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年8月12日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年8月21日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先・場所：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時：2020年9月3日（木） 11時～
- 2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月11日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (e-propo@jica.go.jp (※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜グループ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

アフリカでは現在、約6億人の未電化人口が存在する。各国では様々な電化への努力が進んでいるものの、広大な国土や人口急増等により、2030年時点においてもなお6億人が電力利用の恩恵を受けられないと予測されている。また、既に電化された地域においても、発電設備の不足や送配電網の脆弱さのため、停電が頻発し、社会経済の発展に深刻な影響を及ぼしている。アフリカにおいて2030年までにSDGsゴール7「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」を達成するには、あらゆるアクターが協力するとともに、革新的な手法の開発が不可欠であり、政策やビジネスモデル、援助国ドナーによる支援方法等のイノベーションが求められている。

こうした現状に対し、JICAは電力セクターのアフリカ地域における協力方針として、発電設備強化（地熱、水力、ガス火力）、パワープール系統強化、配電網整備に対する資金協力、技術協力等の取り組みをこれまで行ってきた。さらに2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、①再生可能エネルギー（地熱に加え太陽光や風力）、②電力アクセス（電化率向上）、③送配電網整備（地域パワープールの強化）を、民間投資促進や能力強化を通じこれまで以上に推進することで、アフリカにおけるSDGsゴール7の達成および経済転換に一層貢献することを、発信している。

このうち①については、現在実施中の「アフリカ地域における再生可能エネルギーの民間投資促進に係る情報収集・確認調査」（以下、「再エネ基礎調」という）等を通じて案件形成を図ることとしており、今回②及び③を中心に具体的案件（無償、技術協力）形成に必要な情報を収集することを目的とした調査を実施する。

支援ニーズの把握に当たっては、「総合的投資計画（マスタープラン）の改定」、「電気事業者の経営改善」、「設備の維持管理に関するデジタル技術の進展への対応」、「再エネの発電導入に対応する系統側の設備投資」といった対象国電力セクターが元来有するニーズに加え、コロナ禍が対象国電力セクターに与える短中長期的影響を踏まえることとする。

2. 調査対象地域

サブサハラ・アフリカ地域を対象とする。特に、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、ナイジェリア、セネガル、モザンビーク、アンゴラ、ザンビア、カメルーン、ブルキナファソ、マダガスカル、マラウイ、シエラレオネ、リベリア、トーゴの16カ国を重点国と位置付ける。

国内における関連報告書、文献、インターネット等による情報集分析の結果及びJICAとの協議等を経て8か国程度を選定し、現地での調査を実施する。

3. 調査の目的と範囲

本調査は上記1.のとおり対象国における電力アクセス及び送配電網整備等に関する具体的案件（無償、技術協力）形成に必要な情報を収集することを目的として実施し、受注者は、「6. 報告書等」を念頭に、「4. 業務実施における留意事項」に配慮しつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たっては、監督職員と協議しつつ、取り進めるものとする。

4. 調査実施における留意事項

（1）コロナ禍を踏まえた調査の進め方について

現在、コロナ禍により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本調査においては、開始から2021年3月までは国内でのインターネットの活用、現地とのオンライン面談等の遠隔作業、受注者の現地法人、ローカルリソース等の活用による情報収集を行うことを想定してい

る¹。ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める²。なお、安全対策措置が緩和されたのち、本調査期間中に、5（7）に示す現地調査を実施する。

（2）コロナ禍の影響の考え方

本調査では、コロナ禍による影響については、①相手国電力セクターへの影響、②JICA 事業実施への影響の2つを考慮することとする。前者については、対象国の電気事業者はコロナ禍による国内経済へのダメージから販売電力量が減少し、もともと脆弱な事業者の経営基盤に悪影響が生じる可能性が高い。他方、電力の安定供給、国民の電力アクセスの向上への取り組みは継続し行う必要があり、本調査において支援のニーズを確認する。

後者については、本調査にて案件形成に必要な情報収集を行った事業が実施段階に入る数年後においても、日本から現地への人の往来には制約が生じていることも想定され、円滑な事業実施に支障をきたすことも想定される。そこで、今回は、無償資金協力については、設計・建設・施工監理に日本人の関与が不可欠な施設建設のみならず、先方実施機関への資機材供与（供与後、先方による工事実施）等、移動制限の影響を受けにくい形での支援方法も検討することとし、その点を踏まえ情報を収集・整理すること。

同様に、技術協力についても、日本人専門家の渡航が困難になった際も継続できる要素（遠隔でも実施しやすいテーマの選択、バーチャルリアリティ技術の活用可能性の検討）を盛り込むことを念頭に情報を収集すること。

（3）無償資金協力を想定した案件形成のための情報収集の留意点

今回の調査では、無償資金協力を想定した案件形成は、送配電網の増強を主な対象に、複数の候補案件をロングリスト化し、その中から、医療・教育・給水など基礎的社会サービス施設への電力安定供給や低所得者層の電力アクセス保障に資するもの、また再生可能エネルギー導入促進に資するものを優先することを想定している。そのため、特に前者について各案件の比較検討を行うため、事業対象地域における基礎的社会サービス施設の状況や所得水準等の社会経済面についての情報収集を行うこと。

なお、調査の過程で、その他の分野への支援ニーズが確認された場合は、JICA と協議すること。

（4）再生可能エネルギー導入に関する調査対象範囲

JICA は現在、アフリカ地域における再生可能エネルギー導入に対する支援方針検討のための情報収集を目的として、「アフリカ地域における再生可能エネルギーの民間投資促進に係る情報収集・確認調査」（「再エネ基礎調」）を実施している。同調査では、系統接続型の再エネ電源導入及び再エネ電源を活用した電化促進事業（ミニグリッド・オフグリッド）を対象としていることから、本調査についてはこれらそのものを対象とするのではなく、系統接続型の再エネ電源導入及び再エネ電源を活用した電化促進事業による電気事業者の経営や投資計画に対する影響や電気事業者が求められている対応策について調査することとする。「再エネ基礎調」の調査途中結果については、必要に応じ JICA から本調査のコンサルタントに提供する。また本調査の途中結果についても、必要に応じ「再エネ基礎調」のコンサルタントに提供することとする。

（5）JICA の「電力アクセス向上」の取り組み紹介動画の作成時期

本業務において作成する紹介動画については、JICA では2021年度より各種研修、国際会議などで活用することから、コンサルタントは契約直後よりコンテンツについて JICA と協議し、2021年3月までの完成を目標とする。

¹ コロナ禍を踏まえた、インターネット活用、オンライン面談等の遠隔作業、現地法人やローカルリソース等の活用に関する具体的手法等を検討の上、プロポーザルにて提案すること。

² ローカルリソースによる現地再委託による情報収集を提案する場合は、その理由、具体的な実施方法についてプロポーザルにて提案すること。

5. 調査の内容³

(1) 対象国の電気事業者経営に関する情報収集・課題の整理

対象16か国について、以下の情報を収集・分析の上、各国ごとに整理するとともに、対象国全体の特徴についても取りまとめること。

- ・発電設備容量、年間発電量、年間販売電力量等の電気事業に関する統計データ。
- ・電力供給体制についての情報。特に電気事業民営化や発・送・配電分離に代表される制度改革が行われている国については、その政策について最新動向を取りまとめる。
- ・電気事業者の財務に関する情報。国内の主たる電気事業者について、3～5年分の財務諸表を入手し、特徴を分析する。その際には、小売り料金、卸料金、託送料金の水準についても把握し、料金水準が財務に与えている影響についても分析すること。
- ・投資計画に関する情報。電力マスタープランの有無やそれを基にした電気事業者の投資計画（短期・中期・長期）を把握する。
- ・設備の運営・維持管理分野におけるデジタル化への対応状況に関する情報。発電から配電までの電力ネットワークの監視・制御についてのデジタル技術導入状況等を確認する。
- ・技術系職員の能力向上、人材育成体制に関する基礎情報。
- ・世界銀行、アフリカ開発銀行、USAID等の他ドナーによる電力セクターへの協力の概況を調査し、整理する。

(2) コロナ禍の対象国の電力セクターへの影響の確認

上記(1)の調査結果を踏まえ、コロナ禍による経済不振や人の移動制限の発生による電気事業者経営への影響の有無・程度を調査する。また、対象国電力セクターが求められる以下の役割についての情報を収集・分析の上、整理する。

- ・医療、教育、給水など、基礎的社会サービス施設への電力供給状況
- ・都市貧困地域等、コロナ禍による負の影響に脆弱な地域への電力供給状況
- ・安定的な電力供給による雇用創出効果、経済効果等

(3) 短期間で実施可能な支援策の検討

上記(1)及び(2)で得られた情報を基に、設計・調達・施工等の準備が短期間で可能な支援策を検討する。現時点でJICAでは、無償資金協力或いは実施中技術協力プロジェクトを通じた、先方実施機関が計画中の事業に対する資機材の供与（供与後、先方による工事实施）による支援を想定している。具体的な支援内容については、国ごとの特徴はありつつも、ある程度の規格化（例えば、コロナ禍により経営に打撃を受けた配電事業者に対し、計画通りの電化投資を可能とさせるため、配電用変圧器1台につきケーブルXメートルをセットで供与する、等）が可能と考えられることから、調査を通じ検討すること。

なお、(8)現地調査を実施する際に、各国電力公社や現地施工会社の工事監理・施工能力についての情報を収集すること。

(4) 中・長期的の視点で実施する支援策の検討のための情報収集

上記(1)及び(2)を踏まえ、下記内容についての支援策を検討する。なお、JICAが過去の要望調査や非公式な打診を通じて把握している各国政府のニーズについての情報は、調査開始後にコンサルタントに提供する。また、調査の過程において、その他の分野への支援ニーズが確認された場合は、JICAと協議すること。

- ・総合的投資計画（マスタープラン）の改定ニーズに関する情報収集（技術協力を想定）
国あるいは国内と地域の電化計画の策定支援について検討する。その際、オングリッド・オフグリッド両方を含めたうえでのLeast cost electrification planの作成やそれらを実現する為に必要な制度、政策、ビジネスモデルの可能性について情報収集する。
- ・送配電設備投資に関する情報収集（無償資金協力を想定）

³ 「5. 業務の内容」について、効果的に業務を実施するために必要な方法・手順等を具体的にプロポーザルにて提案すること。

電力アクセス向上に必要な送配電網の整備や、太陽光・風力発電の導入拡大を図るために必要な系統安定化技術の導入及びその前提となる設備運用のデジタル化に対する投資への支援可能性について情報収集を行う。

- ・ 技術的ニーズの変化も踏まえた設備の運転・維持管理（O&M）能力向上に関する情報収集（技術協力・無償資金協力を想定）

JICA はこれまで発送配電設備の O&M に対する技術協力プロジェクトを実施してきたが、近年、開発途上国においても、本分野へのインターネット技術（IoT）やクロードなシステムを活用した遠隔制御技術（OT）の導入ニーズが生じている。他方、その活用には、ベースとなるアナログでの O&M 技術力の向上に加え、デジタル技術を理解した人材の育成が必要と考えられる。そこで、対象国の電気事業者に対し適用可能な技術及びその利用に必要な技術力を特定するとともに、その技術を有する人材の育成方法について検討する。検討にあたっては、まずは本分野における国内メーカーの製品・サービスや電力会社が活用しているデジタル技術についての情報を取りまとめ、対象 16 か国で適用可能な技術について JICA と協議する。

（５）候補案件ロングリスト案の作成

上記（３）及び（４）で得られた情報を基に、対象国ごとに案件形成の方向性を検討し、候補案件の全体ロングリスト案を作成する。検討にあたっては、JICA と協議の上、案件実施に関連する、本邦の当該分野における機器メーカーの製品、エンジニアリング会社の施工対応力、電力会社が有する設備の運営維持管理に関する知見についての情報を収集、加味すること。

（６）現地調査対象国の調査・選定（スクリーニング）

重点 16 か国から、現地調査対象国を 8 か国程度選定する。スクリーニングの際には、候補案件ロングリスト案を基に、JICA と協議の上、熟度の高い候補案件が存在する国を優先する。

（７）JICA の「電力アクセス向上」への取り組み紹介動画の作成

JICA がこれまで行ってきた「電力アクセス向上」への取り組みを紹介する動画を作成する。現段階で想定する内容は、マスタープラン調査、送変電設備の建設・維持管理への協力、地方電化に関する協力実績及び今後の支援の方向性について紹介する 30 分程度の動画とする。動画中で利用する情報、写真等については JICA が提供する。また今回は国外での撮影は想定しない。最終化前に関係者向けの試写会を開催する。動画作成作業については再委託を認める

（８）現地調査の実施

（６）で選定された国に対して、現地調査を行う（２回に分けて各回 4 か国を調査し、その結果に基づき JICA と協議の上、4 か国を再度現地調査する想定（計 3 回））。現地調査においては、候補案件の実施機関に対するニーズ確認及び国内作業では収集しきれなかったデータ収集を目的としたヒアリング、並びに事業化した際の予算規模・環境社会配慮面での対応要否・実施機関の運営維持管理能力の確認を目的とした候補案件サイトの現地踏査を行う。JICA 担当者が一部日程に同行することを前提とする⁴。

（９）ファイナルレポートの作成

上記（１）～（７）の業務を踏まえて、ファイナルレポートを作成する。ファイナルレポートは二部構成とし、第一部で調査内容全体を総括し、候補案件ロングリストを最終化する。第二部では、一か国ごとに調査結果を取りまとめること。なお、ファイナルレポート提出の 1 か月前を目途に、そのドラフト版を JICA に提出し、内容の確認を得ること。

6. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、成果品提出期限は 2021 年 12 月 17 日とする。

⁴ 現時点では「ナイジェリア、セネガル、カメルーン、ブルキナファソ」「ケニア、エチオピア、ザンビア、ルワンダ」「ナイジェリア、セネガル、ケニア、エチオピア」の 3 回の現地調査実施を前提として、必要な旅費を見積もること。

(1) 報告書

1) 業務計画書（簡易製本）

記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画

提出時期：業務開始後 1 か月後頃

提出部数：和文 2 部

2) インテリムレポート

記載事項：現地調査対象国の調査・選定（スクリーニング）までの進捗状況

提出時期：現地調査対象国の調査・選定（スクリーニング）後

提出部数：データのみ提出

3) 現地調査報告書

記載事項：各回の現地調査結果

提出時期：各回現地調査後

提出部数：データのみ提出

4) ドラフト・ファイナルレポート（簡易製本）

記載事項：全業務結果

提出時期：契約終了 2 か月前

提出部数：和文 5 部

5) ファイナルレポート（製本）

記載事項：全業務結果

提出時期：契約終了 1 か月前

提出部数：和文 5 部

英文 5 部

CD-R 5 部

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

(2) その他提出物

1) JICA の「電力アクセス向上」への取り組み紹介動画

上記 5（7）で作成した紹介動画を DVD（1 部）で提出する。

2) 議事録等

関係機関（国内外）との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に提出する。JICA との関連会議・検討会については、少なくとも 3 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(3) 報告書の印刷仕様・調査報告書作成にあたっての留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

2) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。

3) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

4) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

5) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

別紙：ファイナルレポート目次案

(別紙)

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

第一部

第1章 調査概要

- 1-1 調査の目的と背景
- 1-2 調査方法（実施方法、調査団の構成、調査行程及び訪問先等記載する）

第2章 サブサハラ・アフリカ地域の電力アクセス向上に向けた諸課題

- 2-1 電力供給体制
- 2-2 電気事業者経営の現状
- 2-3 投資計画の現状
- 2-4 人材育成体制の現況
- 2-5 コロナ禍による電気事業への影響

第3章 電力アクセス向上に資する新規協力候補案件ロングリスト

第二部

●●国に関する調査結果（調査対象国各国別に以下の項目を記述）

- 1 サマリー
- 2 セクター概要（電気事業関連組織紹介や電気事業に関する統計データ）
- 3 ●●国電力セクターが抱える課題
- 4 課題解決に有効と思われる候補案件リスト

別添：参考文献、面談録、現地調査報告書など

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 評価対象とする類似業務：電力分野のアクセス向上に関する各種調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／電気事業経営課題分析
- 電力投資計画
- 配電設備計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電気事業経営課題分析）】

- a) 類似業務経験の分野：電気事業経営に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 電力投資計画】

- a) 類似業務経験の分野：電力投資計画策定に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 配電設備計画】

- a) 類似業務経験の分野：配電設備計画策定に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年10月中旬～2022年1月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 31 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／電気事業経営課題分析(2号)
- ② 電気事業経営課題分析②
- ③ 電力投資計画(3号)
- ④ 配電設備計画(3号)
- ⑤ 送変電設備計画
- ⑥ 発電設備運用人材育成
- ⑦ 送配電設備運用人材育成
- ⑧ 社会経済調査

(3) 現地・国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)または国内への再委託を認めます。

1) 重点調査国16か国における基本的な情報収集

調査対象国が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、現地再委託経費として、500千円×16ヶ国分を本見積りに定額計上してください。

2) 「電力アクセス向上」への取り組み紹介動画の作成

動画コンテンツ内容が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、国内再委託経費として、5,000千円を本見積りに定額計上してください。

(4) 対象国の便宜供与

原則として、機構の事務所が存在する国を対象とする予定であるため、当該国政府等の関係者にアポイントメントを取る際には、面談依頼等の発注者名文書の発出等、当該国事務所の便宜供与が受けられます。また、ヒアリング先への連絡の際に必要な場合は、発注者名文書の発出等の便宜供与が受けられます。

(5) 安全管理

現地調査を行う国においては、JICAの安全管理措置に従って調査を行うよう留意願います。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 1) 重点調査国16か国における基本的な情報収集（再委託費） : 8,000千円
(500f千円×16ヶ国分)
 - 2) 「電力アクセス向上」への取り組み紹介動画の作成（再委託費） : 5,000千円
 - 3) 一般業務費（資料等作成費）
 - 翻訳費（仏文⇒英文） : 1,000千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
 - 【セネガル】
東京⇒ドバイ/パリ/⇒ダカール
 - 【ケニア】
東京⇒アブダビ/ドーハ/ドバイ⇒ナイロビ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

- ・ナイジェリア国 電力マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000039682>
- ・セネガル国 ダカール首都圏電力セクターに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000034841>
- ・モザンビーク国 電力マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000037039>
- ・アンゴラ共和国 電力開発計画策定能力向上プロジェクトファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000039285>

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／電気事業経営課題分析</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>電力投資計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>配電設備計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 8月27日（木） 11：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 220 会議室
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 【案件名】 |
| 2 対象国名 | 【国名（地域名）】 |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：●●部●●課（●●チーム）の課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
- (2) 第2回（契約締結後12ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。